

教育子ども委員会 説明資料

目 次

- 1 コンクリートブロック塀の改修等について・・・1
- 2 補正予算対象校の改修事由について・・・2
- 3 通学路に面する学校施設のコンクリート
ブロック塀等について・・・3

平成30年10月1日

教 育 委 員 会

1 コンクリートブロック塀の改修等について

(1) 未改修校

(単位：校 (園))

区 分	校 (園) 数	コンクリート ブロック塀	鉄筋コンクリート 組立塀
小 学 校	99	57	66
中 学 校	31	19	20
高 等 学 校	9	7	3
幼 稚 園	7	6	3
計	146	89	92

(注1) コンクリートブロック塀及び鉄筋コンクリート組立塀が併存する学校(園)があるため、合計は校(園)数の欄において一致しない。

(注2) 平成30年8月末日現在の数値を掲げた。

(2) 補正予算対象校

(単位：校)

区 分	校 数	鉄筋コンクリート 組立塀を含むもの
小 学 校	8	2
中 学 校	7	4
高 等 学 校	4	1
計	19	7

(3) 改修済校

(単位：校)

区 分	校 数
小 学 校	8
中 学 校	3
計	11

(注) 大阪府北部地震後に改修した、道路に面した建築基準に不適合のコンクリートブロック塀について掲げた。

2 補正予算対象校の改修事由について

(1) 建築基準不適合

(単位：校)

区 分	不適合の 校 数
塀の高さ (2. 2m以下)	—
塀の厚さ (1.5m以上、ただし、高さ2m未満の場合は1.0m以上)	—
控え壁の有無及び間隔 (塀の高さ1.2mを超えた場合、3.4m以下ごとに設置)	9
基礎の形状 (コンクリート基礎の有無)	—
塀端部及び基礎等の鉄筋の配置 (直径9mm以上の鉄筋で配置)	—
壁内鉄筋の間隔 (直径9mm以上の鉄筋を80cm以下での間隔で配置)	—
鉄筋末端の定着 (直径9mm以上の鉄筋をかぎ状に折り曲げてかぎ掛けして定着)	—

(2) その他

(単位：校)

区 分	校 数
上記以外の高い位置にあるコンクリートブロック塀 (擁壁の上などにあるもので地面から2.2m以上のもの)	10

3 通学路に面する学校施設のコンクリートブロック塀等について

(単位：m)

区 分		小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	幼 稚 園	計
補正予算により対応	コンクリート ブロック塀	16.0	62.8	33.4	-	112.2
	鉄筋 コンクリート 組立塀	-	38.0	-	-	38.0
	計	16.0	100.8	33.4	-	150.2
今後計画的に対応	コンクリート ブロック塀	456.4	48.3	-	149.9	654.6
	鉄筋 コンクリート 組立塀	591.2	271.0	-	11.1	873.3
	計	1,047.6	319.3	-	161.0	1,527.9
総延長	コンクリート ブロック塀	472.4	111.1	33.4	149.9	766.8
	鉄筋 コンクリート 組立塀	591.2	309.0	-	11.1	911.3
	計	1,063.6	420.1	33.4	161.0	1,678.1

(注1) 平成30年8月末日現在の数値を掲げた。

(注2) 高等学校及び幼稚園については通学路を設定していないため、学校周囲の道路に面したものを掲げた。

〈参考〉 通学路路肩のカラー化について

(単位：m)

区 分	総 延 長
通学路路肩のカラー化を行った路線	41,731

(注) 平成20～29年度に緑政土木局において整備したものを掲げた。

